

## 業務委託契約書（案）

1 委託業務の名称  
令和13回沖縄平和賞授賞式等事業委託業務

2 履行期間  
（自）令和8年 月 日（契約締結の日）  
（至）令和9年2月26日

3 委託金額  
金 円  
（うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金  
沖縄県財務規則第101条第1項の規定により納付すること。  
（又は、「沖縄県財務規則第101条第2項 号の規定により免除」）

上記の委託業務について、沖縄平和賞委員会事務局 会長 玉城 デニー（以下「甲」という。）と  
（代表者役職・氏名 ）  
（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記総則の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄平和賞委員会  
会長 玉城 デニー

乙

(総則)

**第1条** 乙は、第13回沖縄平和賞授賞式等事業委託業務について、頭書の委託金額及び履行期間内で委託業務を完了しなければならない。

2 乙は、別紙第13回沖縄平和賞授賞式等事業委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)及び甲の指示に従って、業務を実施しなければならない。

3 前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(実施計画書)

**第2条** 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日より10日以内に甲に提出しなければならない。

(1) 業務の具体的な内容

(2) 実施方法

(3) 実施体制及び担当者の業務

(4) 工程表

(5) 積算内訳(仕様書6に記載する項目区分毎)

2 乙は、甲に提出した実施計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。

3 乙は、実施計画書の内容を変更するときは、あらかじめ実施計画変更を甲に書面により申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りではない。

(1) 業務内容の軽微な変更

(2) 各経費項目の20%以内の流用(人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。)

(3) 天変地異その他やむを得ない事由により、委託した業務を変更しなければならない場合。ただし、その場合は変更後、速やかに甲に報告し、承認を得るものとする。

4 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付することができる。

(契約業務内容の変更)

**第3条** 甲は、必要がある場合に、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を一時的に中止することができる。この場合においては、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(進捗状況の報告等)

**第4条** 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の進捗状況について乙に報告を求め、乙に必要な指示をすることができる。

(再委託の制限)

**第5条** 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 3 乙は、本契約の規格競争公募参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委任承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、仕様書で示した「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(危険負担)

**第6条** 準備・撤去作業を含む委託業務の処理に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(業務完了報告)

**第7条** 乙は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、または廃止したときを含む。）は、業務完了報告書及び委託業務経費使用明細書を作成し、仕様書に基づく成果報告書及び支出証拠書類を添付して、委託業務完了の日から起算して10日以内又は当該委託期間終了日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

(完了検査等)

- 第8条** 甲は、前条に定める業務完了報告書等の提出を受けたときは、直ちに検査を行い、委託業務の成果が、本契約の内容に適合するものであると認めるときは、支払うべき委託料の額を確定し、これを乙に通知するものとする。この場合において、確定額は委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額とする。
- 2 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合においては、補完の完了をもって委託業務の完了とみなす。
  - 3 甲は、委託契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は乙の事業所に職員を派遣し、当該委託業務に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができるものとする。

(委託料の支払い)

**第9条** 委託料の支払いは、原則、精算払いとする。ただし、甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、委託料の金額の7割を限度として概算払いを

することができる。この場合において、甲は、概算払いの必要性を確認するため、乙に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項の概算払いを請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。
- 3 乙は、第1項に基づく委託料の確定額を通知する書面を甲から受理後、甲に支払請求書を提出することができる。ただし、既に概算払いを受けている場合は、確定額から当該概算払いの額を減じた額を請求するものとする。
- 4 甲は、乙から概算払請求書又は支払請求書を受理した場合、適法なものであると認めるときは、その日から起算して30日以内（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）に委託料を支払うものとする。
- 5 甲は、確定した委託料の額が、乙に概算払いした委託料を下回ったときは、乙に対し、期限を定めて返還を命じるものとする。
- 6 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、当該未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年3.0%の遅延利息を徴収できるものとする。

（委託業務の中止）

**第10条** 乙は、天変事変その他のやむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに委託業務の中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議の上、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、既に費やした経費について、甲乙協議の上、委託料の精算をするものとする。ただし、乙は、事業の中止以前に、自らが果たすべきであった業務について、完了しなければならない。

（契約の解除及び違約金）

**第11条** 甲は、乙が次の各号の一に該当する理由が生じたときは、この契約の全部または一部を解除し、また、既に支払った委託料があるときは、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正な行為があったとき。
- (4) 乙が次に挙げた一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

ア 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき  
イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき  
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 乙が契約の一部を第三者に委任、又は請け負わせ、当該第三者が次に挙げた一に該当するとき。

ア 当該第三者が前号のアからオのいずれかであると知りながら、当該第三者と契約を締結したとき。

イ 当該第三者が前号のアからオのいずれかであると判明し、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙が従わなかったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 当事者は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、相手方と協議の上、この契約を解除することができる。

3 第1項の規定による契約解除の場合には、乙は契約違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲に納付しなければならない。この場合において、甲は既に支払った委託料があるときは、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(損害賠償)

**第12条** 乙は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。ただし、第1号の損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(1) 乙が委託業務の処理に関して、第三者に損害を与えたとき

(2) 前条により契約解除に至った場合において、甲に損害があるとき

(著作権等)

**第13条** 成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(秘密の保持)

**第14条** 乙は、この契約による事務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、次の各号に該当する秘密については、この限りではない。

(1) 本業務委託契約締結前に、既に乙が保有していた、又は知っていたもの

(2) 甲にいかなる義務も負わない第三者から正当に入手したもの

- (3) 本業務委託契約書に反することなく、かつ委託業務の処理の前後を問わず公知となったもの
  - (4) 法令の定めにより裁判所その他公的機関による要求によって開示するもの
  - (5) 甲の事前の書面承諾により開示するもの
- 2 本条における秘密保持義務は、この契約期間の終了後及び契約解除後も存続するものとする。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、個人情報の漏えい等があった場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される。

（労働関係法令の遵守及び調査）

- 第15条** 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（帳簿等の整備及び保管）

- 第16条** 乙は、委託業務にかかる経理を常に明確にし、経理を明らかにした帳簿等を備え、その他全ての支出の事実を証明する書類等を整備しなければならない。
- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
  - (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 委託業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（権利義務の譲渡等）

- 第17条** 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 第18条** 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（瑕疵担保）

- 第19条** 乙は、事業の準備から終了するまでの間、瑕疵を補正し、又はその補正によって生じた瑕疵を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

**第20条** 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約に定めのない事項)

**第21条** この契約書及び仕様書に明記されていない事項または疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(補足)

**第22条** 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を遵守するものとし、疑義が生じたときは、甲と乙で協議を行うものとする。

(管轄裁判所)

**第23条** 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。